

## 就労支援事業会計処理基準の創設について

### 1. 基本的考え方（方向性）

- (1) 社会福祉事業の財源が、措置費から利用料へ転換されており、かつ、今時の新事業体系の施行により利用者の定率負担等が導入されることから、従来の単純消費会計方式から、発生主義をベースに費用・収益をキチンと対比させつつ把握していく企業会計方式へ転換することが必要。（経営状況の適切な把握）
- (2) また、目標工賃の導入等の関係から、工賃については、従来の授産事業に要請されていた「事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う」こと確保しつつ、簡単で分かりやすい会計方式とする必要。
- (3) 18年10月からの障害者自立支援法の全面施行によって事業運営主体の緩和され、NPO 法人等の参入が予定されていることから、社会福祉法人以外の法人についても適用可能な会計方式とする必要。

### 2. 会計処理基準の概要

- (1) 現行の社会福祉法人については、一つの法人に「社会福祉法人会計基準」と「授産施設会計基準」の複数の会計基準が適応されており、徒に会計処理を複雑にし混乱を招くおそれがあること、新規参入法人への適用においても種々の問題が存在することから、従来の授産施設会計基準は廃止。
- (2) 就労支援事業については、事業活動収支計算（損益計算）上の事業収益・事業費用に適切な勘定科目を用いて経理し、
  - ① 「製造原価計算」を導入し就労支援事業の直接経費（工賃等）を経理
  - ② 法人職員の人件費等については、共通経費として適切な配分基準に基づき全事業（または全施設）に割り掛けすることにより、施設毎の就労支援事業と法人全体の費用・収益を適切に把握。
- (3) 社会福祉法人以外の法人については、税制上の特例措置等の関係から、就労支援事業を他の事業と区分して経理した上、セグメント別または特別な勘定としてそれぞれの事業の決算概要の明示を要請
- (4) 会計年度末に摩擦的に発生する未支給工賃については、翌期における確実な配布を担保するため、「未払金」経理を徹底。（費用は当期に計上し、支給は翌期）